

○ 療養の給付費の返還措置について（昭和30年2月1日保発第9号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 <u>資格確認書を他人に使用させたこと又は事実を偽って被保険者の資格を取得したこと等療養の給付費を返還させるべき理由が被保険者の責に帰する場合であって、保険医がこれを認知し得なかった場合においては、保険者は、その旨並びに金額等を当該被保険者に通知し直接被保険者から当該療養の給付費を返還させるものとする。</u></p> <p>2 被保険者又はその被扶養者ではないことを認知し得るにもかかわらず保険医がその者につき療養の給付を行ったこと、有効期限切れ等の理由により無効となった資格確認書に基づいて保険医が療養の給付を行ったこと若しくは保険医が業務上外の確認を怠って療養の給付を行ったこと等療養の給付費を返還させるべき理由が保険医の責に帰する場合又は被保険者の責に帰することを健康保険法令（療養担当規程を含む。）に基づき保険医が、認知すべき場合であって、保険医が認知を怠った場合においては、当該療養の給付費は、当該保険医から返還させるものとする。</p> <p>なお、この場合においては、基金において翌月以降の診療報酬支払の際、当該保険医にその旨を通知させ、過誤調整を行わせるものとする。</p>	<p>1 <u>被保険者証を他人に使用せしめたこと又は事実を偽って被保険者の資格を取得したこと若しくは給付期間満了を保険医が認知できなかつたため同一傷病につき法定給付期間を超え療養の給付を受けたこと等療養の給付費を返還せしむべき理由が被保険者の責に帰する場合であつて、保険医がこれを認知し得なかつた場合においては、その旨並びに金額等を当該被保険者に通知し直接被保険者から当該療養の給付費を返還させるものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において返還せらるる当該療養の給付費は、その療養の給付費の会計年度区分にかかわらず、返還せられた年度の歳入に納付することとし、歳入徴収官たる都道府県保険課長又は社会保険出張所長がこれを雑収入（項）雑入（目）として受け入れるものとする。</u></p> <p>2 被保険者又はその被扶養者ではないことを認知し得るにもかかわらず保険医がその者につき療養の給付を行ったこと若しくは、未検認等の理由により無効となった被保険者証に基づいて保険医が療養の給付を行ったこと若しくは、継続療養証明書に記載された傷病及びこれによつて発した疾病以外の傷病以外の傷病に対し療養の給付を行ったこと若しくは保険医が業務上外の確認を怠って療養の給付を行ったこと等療養の給付費を返還せしむべき理由が保険医の責に帰する場合又は被保険者の責に帰することを健康保険法令（療養担当規程を含む。）に基づき保険医が、認知すべき場合であつて、保険医が認知を怠った場合においては、当該療養の給付費は、当該保険医から返還させるものとする。なお、この場合においては、<u>当該療養の給付費の会計年度区分にかかわらず、基金において翌月分の診療報酬支払の際、当該保険医にその旨を通知せしめ、過誤調整を行わせるものとし、過誤調整を行う診療報酬の支払がない場合には第一項と同様に取扱うものとする。</u></p>